

平成26年度

税制改正に関する 建議書の概要



日本税理士会連合会

日本税理士会連合会の概要

日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務づけられている団体である。日本税理士会連合会は、全国15の税理士会で構成されている。税理士は税理士会に所属することが法定されており、会員数は、約73,000人である。



税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税制に対する 基本的な視点

- (1) 公平な税負担 (2) 理解と納得のできる税制 (3) 必要最小限の事務負担
- (4) 時代に適合する税制 (5) 透明な税務行政

税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

建議書の構成

- ・中長期的な視点から検討した税目ごとの「I 今後の税制改正についての基本的な考え方」
- ・全国15の税理士会及び本会の582項目の税制改正意見から35項目に集約した「II 個別建議項目」
- ・「II 個別建議項目」から特に早期実現・重要と考える12の「重点要望事項」(裏面)

I 今後の税制改正についての基本的な考え方(抜粋)

▶ 所得税

- ・財源調達機能を回復し、所得再分配機能を有効に機能させるため、既存の各種措置の見直し

▶ 法人税

- ・国内産業の活性化を図るため、税率の引下げ及び課税ベースの拡大を検討
- ・世代交代・第二創業等の中小企業支援措置を引き続き検討

▶ 消費税

- ・単一税率の維持
- ・逆進性対策は、社会保障と税一体改革の中で解決
- ・請求書等保存方式の維持

▶ 相続税・贈与税

- ・延納・物納の申請要件の緩和又は簡素化
- ・非上場株式の納税猶予制度のさらなる活用促進
- ・財産評価方法を法令等で明定

▶ 地方税

- ・財源確保は、偏在性の少ない税目に着目
- ・国税との整合性と、理解しやすい地方税体系を検討
- ・e-TaxとeLTAXの統一的運用

▶ 納税環境整備

- ・当面、番号(制度)は、限定した分野で利用
- ・「国の財務書類」の活用
- ・納付委託時の延滞税のあり方や納税者憲章の制定等国税通則法の見直しの検討

▶ 国際税制

- ・課税の公平を確保するために執行体制を一層整備
- ・移転価格税制の事前確認と相互協議の迅速化及び予見可能性の向上
- ・国際連帯税の導入には幅広い視点で検討

【所得税】**1.復興特別所得税を見直すこと。(建議・要望項目25)**

復興特別所得税は所得税率を見直すことにより財源を確保した上で、所得税に吸収し、その一部を復興特別所得税とみなして復興の財源にすべきである。

2.土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。(建議・要望項目6)

損益通算制度は、適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるが、平成16年度の改正により土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税されることになった。さらに、この損益通算等の廃止によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。したがって、土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めるべきである。

3.青色申告者の純損失の繰越控除期間等を延長すること。(建議・要望項目9)

純損失の繰越控除は、各年分間の所得の金額と欠損金額の平準化を図り、公平な課税を行うための制度である。平成23年度税制改正により、青色申告法人の欠損金の繰越控除期間が7年から9年に延長されたことと比較すると、青色申告者の純損失の繰越控除期間が3年であることは均衡を失している。したがって、青色申告者の純損失の繰越控除期間を少なくとも5年に延長すべきである。また、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間及び雑損失の繰越控除期間も併せて延長すべきである。

【法人税】**4.損金算入規定等について見直すこと。(建議・要望項目13)****(1)役員給与**

平成18年度税制改正以降、役員給与の取扱いについては、Q&Aや質疑応答事例などによって明確にされている。しかし、租税法律主義の観点からは、この方法は必ずしも適切ではない。したがって、役員給与は、原則として損金の額に算入されることを法人税法において明確にした上で、損金の額に算入されない役員給与について、政令や通達等において列挙することが適当である。

(2)退職給付引当金・賞与引当金

労働協約が締結されている場合や就業規則・退職金規程が定められている場合に、その事業年度において認識される追加的な退職金支給額は、将来において支出される蓋然性が高いものであり、企業にとっては従業員に対する確定債務的な要素を有している。また、賞与引当金についても負債性が認められているものであり、適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化にも有効である。

さらに、「会社計算規則」や中小企業の会計に関する諸規定においてもこれらの引当金の計上が求められている。したがって、労働協約や就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている法人については、退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて、損金算入を認めるべきである。

(3)交際費等

事業活動を遂行するに当たり社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とし、損金の額に算入されるべきである。

【消費税】**5.単一税率を維持すること。(今後の税制改正についての基本的な考え方)**

消費税率の引上げに伴ういわゆる逆進性への対応策として軽減税率の導入が検討されている。逆進性に係る問題は、個人所得課税及び社会保障給付を合わせた社会保障と税の一体改革の中で検討することが適切であり、個人所得課税における所得再分配機能の強化と番号制度の導入による社会保障給付の一層の効率化・重点化により対処すべきである。当面、消費税率は单一税率を維持することが適当である。

6.基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。(建議・要望項目15)

前々年又は前々事業年度を基準期間として当課税期間の納稅義務を判定する現行の基準課税期間制度は不合理であるため廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱うこと。また、新たに当課税期間を基準期間として当課税期間の納稅義務を判定し、その判定の結果、課税売上高が一定金額以下の事業者に対する申告不要制度を新たに創設すること。

7.簡易課税制度の選択を確定申告時にできる制度にするとともに、事業区分及びみなし仕入率を見直し、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目16)

消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限を現行の「当課税期間開始の日の前日」から「当課税期間に係る確定申告書の提出期限」に改正すること。また、現行の複雑な事業区分及びみなし仕入率を見直すこと。さらに、民間の設備投資の促進を図るために、現行簡易課税制度の適用を受ける場合において認められていない設備投資に対する仕入税額控除制度を新たに認めること。

8.仕入税額控除の要件とされている帳簿の記載要件を見直すこと。(建議・要望項目17)

仕入税額控除の要件とされる「帳簿及び請求書等の保存」は、事業者の事務負担を過重にするという問題がある。取引の検証は請求書等があれば可能であることから、まずは「請求書等の保存」を中心として位置付け、請求書等に不備がある場合に限り、請求書等の補完のための帳簿の記載・保存を要件とする制度に改めること。

【相続税・贈与税】**9.取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。(建議・要望項目21)**

取引相場のない株式の評価については、①相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等についても通常の評価とすること、②評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすること、③土地保有特定会社等の特殊な評価方法を見直すことが必要である。

【地方税】**10.個人事業税の事業主控除額を適正な額まで引き上げ、課税の公平の観点から対象事業を見直すこと。(建議・要望項目23)**

法人事業税とのバランスを考慮して事業主の給与相当分には事業税を課さるべきでないという趣旨で設けられた個人事業税の事業主控除は、平成11年度から290万円で据え置かれている。民間給与平均額409万円、法人役員の平均給与額535万円と比較して大きな開きが生じている。事業主控除の趣旨を踏まえ、中小法人の役員給与の水準程度まで引き上げるべきである。また、課税対象とする事業は限定列挙されたものであるが、広く負担を求め、法人事業税との課税のバランスを図るために見直すべきである。

【納税環境整備・その他】**11.社会保障・税番号制度は当面、社会保障分野、税務分野及び災害対策分野の限定的な利用とすること。(建議・要望項目29)**

社会保障・税番号制度の利用範囲については、社会保障分野(現金給付のみ)、税務分野及び災害対策分野の範囲とすることで、発生する問題点を検証・解決しながら、時間をかけて制度を熟成させる必要がある。したがって、当分の間、社会保障分野、税務分野及び災害対策分野の限定的な利用とすべきである。

【震災対応税制】**12.税制に関する災害基本法を制定すること。(建議・要望項目34)**

東日本大震災のような大規模かつ広域にわたる災害に備え、災害発生時に迅速に対応できる体制は不可欠である。特にの中核機関が集中する首都圏において大規模な災害が発生した場合は、災害対応への遅れや情報伝達の遅延が予想される。そのような場合に備え、災害対策基本法の全般的な見直し作業が進められているが、税制に関しては、被災者の公的徴収金の減免等が規定されているのみである。過去の経験を踏まえ、災害の予防、応急対策及び災害復旧の各段階における基本的な税制上の支援措置を体系的に明確にすべきである。